

○希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具の指定について

(平成13年8月1日)

(医薬審発第1184号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬局審査管理課長通知)

平成13年8月1日付けで、薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具を下記のとおり指定したので、通知する。

記

(1) 希少疾病用医薬品

指定番号	医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
------	--------	-------------	------------

(13薬)第154号	チラコキシブ ラ腸腺腫症	家族性大腸腺腫症	日本たばこ産業株式会社
------------	-----------------	----------	-------------

(2) 希少疾病用医療用具

指定番号	医療用具の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(13具)第10号	持続投与用植込み型プログラマブルポンプ	脳性(小児)麻痺、脊髄血管障害、頸部脊椎症、後縦靭帯骨化症、多発性硬化症、脊髄小脳変性症(遺伝性痙性対麻痺)又は外傷後遺症(脊髄損傷又は頭部外傷)による重度の痙性麻痺	日本メドトロニック株式会社